

「自宅セット割」提供条件書

1.概要

「自宅セット割」(以下「本割引」といいます。)とは、対象のインターネットサービスやでんきサービスとセットで UQ mobile の対象料金プランをご契約の場合、UQ mobile のご利用料金を割り引くサービスです。

2.提供内容

(1) 自宅セット割の詳細

自宅セット割	
割引の種別	インターネットコース、でんきコース
適用条件	<ul style="list-style-type: none">・ 同一の自宅セット割／家族セット割／au スマートバリュー／家族割プラスグループ (以下「セット割グループ」といいます。)*¹ に、判定用契約((2)に定めるものをいいます。)と割引対象回線を登録すること。・ 月末日時点*²で指定サービス((2)に定めるものをいいます。)の提供を受けていること*³。
割引内容	割引対象回線が月末日時点* ² で加入している料金プランに応じて、UQ mobile のご利用料金* ⁴ から割り引きます* ⁵ 。
適用開始月	セット割グループへの登録が完了した翌月
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 割引対象プラン及び割引額*⁶は、各料金プランの提供条件書に定めるとおりです。・ セット割グループへの登録をもって、そのセット割グループに登録された回線及び契約の情報を、KDDI、沖縄セルラー及び指定事業者の間で相互に開示し照会すること並びにこれを利用することについて承諾していただいたものとして取り扱います。

*1:セット割グループとは、本割引等の適用を判定するために登録いただく回線グループの名称をいいます。セット割グループは、本割引、くりこしプランS(V)/M(V)/L(V)に係る自宅セット割、家族セット割、au スマートバリュー及び家族割プラス(法人契約の場合は法人割プラス)に係る回線で構成されます(各割引の判定用契約を含みます。)。1の判定用契約又は割引対象回線は、1つのグループにのみ登録できます。セット割グループに登録できる契約数には、以下の上限があります。

- ①UQ mobile、au、WiMAX の契約数の合計:10
- ②判定用契約(インターネットコース):1
- ③判定用契約(でんきコース):1
- ④au 又は WiMAX のルーターサービス(①②の合計):1

*2:所定の場合は、月末日以外の日時点の情報で判定することがあります。

*3:指定サービスの提供開始前であっても、セット割グループへの登録手続きが完了した翌月から起算して最大6ヶ月間(契約移行により本割引を適用した場合、移行前の自宅セット割の適用期間を含みます。KDDI/沖縄セルラー(以下、併せて「当社」といいます。)が定める事由に該当する場合は、6ヶ月を超えて所定の月までの間とします。)、割引を適用します。

記載の料金額は税抜額、括弧内は税込額です。

*4:基本使用料、オプション機能使用料(海外ローミング機能に係る料金を除きます。)、通話料(国際通話及び国際 SMS 送信に係る料金を除きます。)及びその他当社が定める料金とします。

*5:ご利用料金が割引額に満たない場合、ご利用料金を上限に割り引きます。

*6:番号移行による解約で割引対象プランの基本使用料が日割の場合に限り、割引額も日割します。

(2) 判定用契約

- 本割引に係る判定用契約とは、次表に定める指定サービスに係る契約をいいます。

割引の種別	指定サービス
インターネットコース	当社所定のインターネットサービス、電話サービス、テレビサービス*7
	当社所定の au 又は WiMAX のルーターサービス*8*9
でんきコース	au でんき又は UQ でんき

*7:指定サービスを提供する事業者(以下「指定事業者」といいます。)が定める組み合わせで、インターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうち 2 つ以上のサービスへのご加入が必要です(同一の指定事業者が提供するものに限ります。)。詳細条件は以下の WEB サイトに定めるとおりです。

<https://www.uqwimax.jp/mobile/plan/discount/setwari/alliance/>

*8:対象料金プランへの加入等の条件があります。以下の WEB サイトに定めるルーターサービスが対象です。

<https://www.uqwimax.jp/mobile/newplan/setwari/jitaku/>

<https://www.uqwimax.jp/mobile/plan/discount/setwari/area/>

*9:法人契約の WiMAX のルーターサービスであって、020 から始まる電話番号を用いるものは対象外です。

3. 重要事項

(1) 割引の適用について

- 本割引の申込みがあった場合、次のいずれかの不承諾事由に該当する場合を除き承諾します。
 - ① その申込みにより、セット割グループにおける契約数の上限を超過するとき。
 - ② 法人契約の場合であって、割引対象回線と判定用契約の契約者の住所が異なるとき。
 - ③ 割引対象回線と判定用契約の契約者名義が同一ではないとき(家族関係の場合を除きます。)
 - ④ 割引対象回線が、既に他のセット割グループに登録されているとき。
 - ⑤ 判定用契約の申込み手続きが完了していないとき。
 - ⑥ 契約者以外の者が利用し、その利用が事業目的であると当社が判断したとき。
 - ⑦ その他当社の業務遂行上支障があるとき。
- くりこしプランS(V)/M(V)/L(V)に係る自宅セット割又は au スマートバリューの適用を受ける回線が、割引対象プランへ契約移行又は番号移行を行った場合、移行前のセット割グループの情報を引継ぎ、本提供条件書に基づいて本割引を適用します。ただし、移行時に上記の不承諾事由に該当した場合、本割引を適用しないことがあります。
- セット割グループに登録されている au 回線からの番号移行があった場合、改めて同一のセット割グループに登録されたものとして取り扱います。
- 月末日時点でインターネットコース及びでんきコースの適用条件をいずれも満たす場合、インターネットコースを適用します。

(2) 割引の廃止について

- セット割グループからの登録の解除があった場合又は(1)に定める不承諾事由に該当した場合のほか、次のいずれかに該当するときは、本割引の適用を廃止します。
 - ① 割引対象回線について、解約、譲渡(家族間譲渡を除きます。)又は承継があったとき。
 - ② 指定サービスがルーターサービス以外の場合であって、次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 判定用契約に係る全てのサービス(テレビサービスを選択できないケーブルテレビ事業者の場合は電話サービスとします。)を解約したことを当社が確認したとき。
※居住場所の変更又は同一場所での判定用契約に係るサービスの変更等の理由により、解約と同時に新たに判定用契約を指定しているときを除きます。
 - (イ) 指定サービスの提供開始前に、その契約の取消し又は解約があったことを当社が確認したとき(指定事業者による契約の取消し又は解約であって、その後に別の指定サービスを指定するときを除きます。)
 - (ウ) 指定事業者の判断により本割引を廃止するとき。
 - ③ 指定サービスがルーターサービスの場合であって、次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) その回線について対象料金プラン以外への変更、解約、一時休止、譲渡(家族間譲渡を除きます。)又は承継(au のルーターサービスに限ります。)があったとき。
 - (イ) 他の指定サービスが提供地域外である等の理由により au のルーターサービスを判定用契約として指定した場合であって、他の指定サービスが提供地域となった後に判定用契約としてそのサービスを指定しなかったとき。
- 本割引の適用を廃止する場合の割引の取扱いは以下のとおりです。同月中に2つ以上の廃止事由に該当した場合、適用終了時期はいずれか早い方を優先します。

廃止事由	割引の取扱い
セット割グループからの登録の解除、割引対象回線の解約又は au のルーターサービスに係る判定用契約の対象料金プラン以外への変更(月の初日の変更を除きます。)、解約若しくは一時休止によるとき	その日を含む月まで割引
指定事業者による指定サービス提供開始前の契約の取消し又は解約があったとき	その日を含む月から4ヶ月目まで割引
上記以外によるとき	その日(譲渡又は承継による場合は、その譲渡承諾日又は承継の届出日とします。)を含む月の前月まで割引

- 指定サービスの提供開始前に、お客様都合での契約の取消し又は解約があった場合、本割引の適用により当社が割り引いた額を支払っていただきます。

(3) その他

- 当社が提供する他のサービス・キャンペーンにご加入いただけない又は併用できない場合があります。

■本提供条件書について

- 当社の UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款第 77 条(提供条件書等)に基づいて本提供条件書を定めます。

- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。これらの詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。
- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。

■更新履歴

2026 年 4 月 15 日 初版作成